

国際教養大学役員報酬等支給基準

平成 16 年 4 月 1 日
大学経営会議決定
規程第 113 号

(総則)

- 1 この基準は、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬及び退職手当の支給の基準について定める。

(報酬の種類及び額)

- 2 役員に対する報酬は、年俸とする。
- 3 役員に対する年俸額は、次のとおりとする。

一 理事長	24,220,000円
二 理事（常勤）	2,000,000円以上 8,000,000円以下
三 理事（非常勤）	1,800,000円
四 監事	900,000円

(報酬の支給方法等)

- 4 報酬の支給方法等については、国際教養大学教職員給与規程を準用する。

(通勤費)

- 5 役員に対する通勤費の支給については、国際教養大学福利厚生規程を準用する。

(退職手当)

- 6 役員に対する退職手当は、これを支給しない。

(届出)

- 7 この基準に変更が生じた場合は、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 理事長の報酬については、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に係るものに関し、本基準3-1に定める額から当該年俸に百分の二十を

乗じて得た額を減じた額を支給する。

附 則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

2 当分の間、役員に対する報酬については、本基準第3の規定にかかわらず、当該規定に基づき決定した年俸額から、当該年俸額に理事長にあつては百分の二十を、理事及び監事にあつては百分の十を乗じて得た額を減じた額を支給する。